

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第68号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和27年香川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(書類の経由)</p> <p>第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」という。）の規定により知事に提出する書類（<u>准看護師再教育研修、准看護師試験、准看護師養成所並びに令第11条に規定する学校及び看護師等養成所に係るものを除く。</u>）は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令第1条の3第2項に規定する申請書 准看護師免許申請書（第2号様式）</u></p> <p>(3) <u>令第3条第3項及び第6条第2項の規定による申請に係る書類 准看護師籍訂正及び免許証書換交付申請書（第3号様式）</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p><u>(准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請)</u></p> <p>第3条 <u>法第15条の2第4項の規定による登録を受けようとする者は、准看護師再教育研修修了登録申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>准看護師免許証の写し</u></p> <p>(2) <u>准看護師再教育研修を修了したことを証する書類</u></p> | <p>(書類の経由)</p> <p>第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」という。）の規定により知事に提出する書類（<u>准看護師試験、准看護師養成所並びに令第11条に規定する学校及び看護師等養成所に係るものを除く。</u>）は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令第1条第2項に規定する申請書 准看護師免許申請書（第2号様式）</u></p> <p>(3) <u>令第3条第2項及び第6条第2項の規定による申請に係る書類 准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書（第3号様式）</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> |

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付申請)

第4条 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者（以下「准看護師再教育研修修了登録者」という。）は、准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 准看護師免許証の写し

(2) 准看護師再教育研修修了登録証

(准看護師再教育研修修了登録証の再交付申請)

第5条 准看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失ったときは、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 准看護師免許証の写し

(2) 准看護師再教育研修修了登録証を破り、又は汚した場合にあっては、当該准看護師再教育研修修了登録証

3 准看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った准看護師再教育研修修了登録証を発見したときは、直ちに知事にこれを返納しなければならない。

第3号様式（第2条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師籍訂正及び免許証書換交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

次のとおり准看護師籍の訂正及び准看護師免許証の書換交付を申請します。

| | |
|-----------|-------|
| 登 録 番 号 | 第 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 事 項 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | |

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証
 - (2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他申請の事由を証する書類
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第2条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

次のとおり准看護師籍の訂正及び准看護師免許証の書換え交付を申請します。

| | |
|-----------|-------|
| 登 録 番 号 | 第 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 事 項 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | |

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証
 - (2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他申請の事由を証する書類
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第9号様式 (第3条関係)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師再教育研修修了登録申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

次のとおり准看護師再教育研修の修了登録を申請します。

| | |
|---|-------|
| 登 録 番 号 | 第 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| 本籍地都道府県名 (国 籍) | |
| ふ り が な 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 再 教 育 研 修 の 開 始 年 月 日 | 年 月 日 |
| 再 教 育 研 修 の 修 了 年 月 日 | 年 月 日 |
| 個別研修に係る再 教育研修命令を受 けた者にあつては、 助言指導者の氏名 | |

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証の写し
- (2) 准看護師再教育研修を修了したことを証する書類

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式 (第4条関係)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ④

次のとおり准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

| | | |
|------------------|---|-----|
| 登 録 番 号 | 第 | 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 再教育研修修了 登録年月日 | 年 | 月 日 |
| 変 更 事 項 | | |
| 変 更 前 | | |
| 変 更 後 | | |
| 変 更 年 月 日 | 年 | 月 日 |

注意 1 次の書類を添付すること。

(1) 准看護師免許証の写し

(2) 准看護師再教育研修修了登録証

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式（第5条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

准看護師再教育研修修了登録証を（破った、汚した、失った）ので、次のとおり准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

| | | |
|----------------------------|---|-----|
| 登 録 番 号 | 第 | 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 再 教 育 研 修 修 了 登 録 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍) | | |
| ふ り が な 名 氏 | | |
| 生 年 月 日 | 年 | 月 日 |

注意 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証の写し
- (2) 准看護師再教育研修修了登録証を破り、又は汚した場合にあっては、当該准看護師再教育研修修了登録証

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。